

医療的ケア児の小学校入学について（案）

(1) 区（児童・家庭支援センター）への相談・面談

児童・家庭支援センターにおいて、就学相談をお受けしています。お子さんの成長の様子や園、学校及びご家庭での様子や就学先のご希望についてお話を伺い、必要な資料等についてご説明します。



(2) 就学支援ファイルの作成

保護者は、お子さんに関する医師診察記録、心理検査結果等を児童・家庭支援センターに提出します。その後資料を指導課に引継ぎます。

※区立保育園では、入園申込時に主治医の意見書を求めている。なお、都立学校における医療的ケア実施の手引き（改訂）においては主治医の意見書は求めている（令和5年10月現在）。



(3) 指導課等の行動観察

在籍園や在籍校に巡回アドバイザーや指導課による行動観察を実施します。



(4) 就学場所の決定

就学支援委員会で、資料に基づき、医学・教育学・心理学等の総合的観点からお子さんにとって望ましい教育の場について検討します。



(5) 保護者への報告

就学支援委員会の結果を保護者に報告後、保護者の意向を確認します。



(6) 就学先との打合せ

保護者・学校・在籍園関係者・児童・家庭支援センター・指導課等により、就学予定校での受け入れ態勢について打合せを行います。医療的ケア実施申請書、医療的ケア指示書の提出が必要です。



(7) 人員配置や環境設定について

人員配置や環境設定について、学校、指導課、その他関係各課で検討します。